

「令和8年度首都圏企業等プロモーション事業」業務委託募集要領

仙台市(以下「本市」とします。)では、標記の事業を受託する事業者を募集します。

なお、公募プロポーザル方式により受託候補者を決定しますので、プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知おきの上、お申し込みください。

I. 募集概要

1 業務の概要

件名	首都圏企業等プロモーション事業
業務目的	本市の産業集積や経済活動の活性化を目指し、本市企業立地促進助成制度の交付対象かつ付加価値の高い事業を行う企業で、本市へ拠点を設置することに意欲的な企業を調査し、本市と当該企業の接点を作ることで、本市への企業立地を促進することを目的とする。
業務内容	主な業務内容は以下のとおりです。※詳細は別紙仕様書をご覧ください。 (1)ICT関連企業訪問業務 ①調査業務 i)調査先リストの作成 ii)調査 ②訪問業務 i)訪問先リストの作成・優先順位の作成 ii)企業訪問のアポイントメントの取得 iii)企業情報調査レポートの作成 iv)企業訪問 v)訪問レポートの作成 (2)打合せ・とりまとめ等 ①打合せ ②総括報告書の作成 ③成果物の納品 ④その他助言
契約形態	委託契約とし、契約期間を契約締結日から令和9年2月26日とします。
予算規模	8,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。
委託者の選定方法	公募プロポーザル方式により、提案内容を審査委員会にて評価し、最も評価の高かった提案者を受託候補者として選定します。提案書の作成方法はP.4を参照してください。

2 主な募集スケジュール

募集要領配布	令和8年4月24日(金)～	本市ホームページから入手ください。
質問書提出期限	令和8年5月13日(水)17時	様式第1号により提出下さい。回答は本市ホームページ上で行います。
提案書等提出期限	令和8年5月22日(金)17時	同日同時刻必着とします。
ヒアリング	令和8年5月28日(木)予定	詳細な時間につきましては別途連絡します。

Ⅱ. 条件

1 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。なお、申込者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあっては都税)及び消費税・地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 総勘定元帳及び現金出納帳等の会計関係書類を整備していること。
- (8) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

※受託候補者と契約が成立しない場合は、他の参加者のうち、得点の高い者から順に協議を行い、協議が整った提案者と契約を締結します。

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)とします。

(3) 予算規模

8,300,000円(消費税及び地方消費税込)を上限とし、採択提案内容等を本市と調整し、契約金額を決定します。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とします。

(4) 委託費の支払条件

完了払とします。

(5) その他

- ① 本市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された受託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途本市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結します。
- ② 委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容の一部変更して契約することがあります。
- ③ 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとします。
- ④ 委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがあります。
- ⑤ 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として本市に帰属するものとします。ただし、本市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとします。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 質問【任意】

本募集要領及び業務委託仕様書の内容について不明な点がある場合は、質問票(様式第 1 号)に記載し、E-mail にて担当課(P.6 参照)まで送信してください。電話、ファクス、郵送、持参等は認めません。なお、E-mail 送信の際は、件名を「令和8年度首都圏企業等プロモーション事業 質問」と記載し、送信後、担当課宛に電話連絡をしてください。

質問受付期間:令和8年5月13日(水)17時必着

質問への回答は、質問者名を伏せた上で、本市ホームページ上で公表します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。

(2) 提案書等提出【必須】

本事業の受託をご希望される方は、次の書類を作成し、E-mail にて担当課(P.6 参照)まで送信してください。電話、ファクス、郵送、持参等は認めません。なお、E-mail 送信の際は、件名を「令和8年度首都圏企業等プロモーション事業 参加表明」と記載し、送信後、担当課宛に電話連絡をしてください。

提案書等提出期限:令和8年5月22日(金)17時必着

[提出書類]

- ① 参加表明書(様式第 2 号)
- ② 共同企業体結成提出書(様式第 3 号) ※共同企業体を結成する場合のみ
- ③ 誓約書(様式第 4 号)
※仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則第 47 号)第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者は不要です。
- ④ 提案書(様式任意、正本及び副本)
- ⑤ 事業費見積書(正本及び副本)
※様式は任意とするが、各業務内容に対応し内訳がわかるように作成すること
- ⑥ 提案者の概要が分かる資料(会社案内等)
- ⑦ 市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあたっては都税)を滞納していないことの証明書の写し
- ⑧ 消費税及び地方消費税に関する証明書の写し

IV. 提案書作成上の注意

1 提案書作成方法

(ア) 提出様式

様式は任意としますが、横向きで作成してください。正本には事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称・ロゴ・マーク等を使用しないようにしてください。

(イ) ページ数

表紙及び目次を除き、10 ページ以内としてください。

(ウ) 記載内容

別紙仕様書を熟読のうえ、以下(1)、(2)の観点を踏まえてまとめてください。

なお、本市企業立地促進助成制度の詳細については事前に本市 HP(P.6 参考資料)をご確認ください。

(1) ICT 関連企業訪問業務について

《調査業務》

- ① 別紙仕様書 4(1)② i) 調査先リストの作成にあたっての考え方、記載項目、作成方法及びリストアップ件数の目安について具体的かつ現実的に提案してください。調査先リストの作成にあたっての考え方は、成長性・将来性があり、付加価値が高い事業を行い、本市の産業集積へつながるような企業をリストアップする手法を提案してください。
- ② 別紙仕様書 4(1)② ii) 調査にあたっての調査手法及び調査項目を記載提案してください。本市への進出可能性がわかるような調査としてください。

《訪問業務》

- ① 別紙仕様書 4(1)③ i) 訪問先リストの作成・優先順位の作成にあたっての考え方、記載項目、作成方法及びリストアップ件数の目安について具体的かつ現実的に提案してください。
- ② 効果的な企業訪問のアポイントメントの取得に向けて、実施事項、実施方法、アポイントメント取得相手に関する考え方、想定される訪問企業数及び企業情報調査レポートの記載項目を提案してください。なお、訪問企業数は 20 社以上を基本としますが、公募プロポーザル時に受託者が提案した企業数とします。

(2) スケジュール及び見積書等

- ① 業務スケジュール表を作成してください。
- ② できる限り詳細な見積書及び積算内訳を作成してください。
- ③ 類似事業の実績及び仙台市関連業務実績リストを作成してください。
- ④ 本業務に係る受託体制(組織体制、支援体制、担当者、当該担当者の実績)を作成してください。
- ⑤ 本店の所在地(都道府県及び市区町村のみ)及び受託者以外の事業者が関与する場合(再委託等)は、本市経済への配慮がなされているか分かるものを作成してください。

2 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とします。

- ① 応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ② 提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ③ 本募集要領に示す予算規模上限額(P.1 参照)を超える提案
- ④ その他企画提案に関する条件に違反した提案

V. 受託候補者の選定

以下により、受託候補者を選定します。

1. 審査方法

原則として提案書及びヒアリングの内容により審査します。なお、提案事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、ヒアリングを行う事業者を決定する場合があります。また、ヒアリング手法をWEB面談によるものとする場合があります。

ヒアリングは事前に提出された提案書に基づいて行うこととし、追加資料等の配布は認めません。

2. 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

審査委員会では、5名の委員がそれぞれ100点満点で評価し、5名の点数の合計点数(500点満点)が最も高い提案者を受託候補者として選定します。

項目	基準	配点
・業務目的や仕様内容との合致性	・提案は業務目的や仕様内容に合致しているか。	15点
・業務実施における創意工夫	【ICT関連企業訪問業務】	
	・調査先リストの作成にあたっての考え方、記載項目、作成方法やアンケート等の調査方法、調査項目に創意工夫があり、かつ実現可能な内容となっているか。	35点
	・訪問先リストの作成にあたっての考え方、記載項目、作成方法等に創意工夫があり、かつ実現可能な内容となっているか。	25点
	・企業訪問のアポイントメントの取得に向けた実施方法、企業情報調査レポートの作成方法等に創意工夫があり、かつ実現可能な内容となっているか。	10点
・見積額の妥当性	・提案内容と見積書の整合がとれており、合理的なものか。	5点
・業務の遂行能力	・当該業務を実施する能力、組織体制、人員を有しているか。	5点
・本店所在地	・本店所在地は仙台市内か ・再委託や物品調達を行う場合には、仙台市内に本店を有する事業者を受注先として指定するなど、地域経済への配慮がなされているか	5点

同一点数により一者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「業務実施における創意工夫」の合計点数が最も高い企画提案者を受託候補者として特定します。評価基準の評価項目「業務実施における創意工夫」の合計点数も同点の場合には、審査委員会にて協議を行い、審査委員会委員長が決定します。

3. 通知

審査結果は、全提案者に対して郵送又はメールで通知します。次点者にはその旨を通知します。

4. 次点者の取扱

受託候補者決定後、受託候補者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて受託候補者とする場合があります。

VI. その他

1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 企画提案に関する一切の費用については、応募者の負担となります。

2 担当課

仙台市 経済局 イノベーション推進部 産業集積推進課

所在地: 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階

TEL: 022-214-8276

E-mail: kei008040_13@city.sendai.jp

VII. 参考資料

名称	概要
仙台市企業立地促進助成金	仙台市では、新規投資に係る取得資産（土地・建物・償却資産）の固定資産税課税標準額に対する一定割合の助成、オフィス入居であれば賃借料に対する助成制度をご用意しています。 詳細については、以下の仙台市 HP よりご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/toshigata/jigyosha/kezai/kigyogaiyo/josei.html